

別紙標準様式（第6条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度第1回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	
開催日時	令和7年12月1日	開始時刻 14時00分 終了時刻 15時40分
開催場所	枚方市役所別館4階 第3・4委員会室	
出席者	会長：大西委員 副会長：川北委員 委員：枝村委員、岡本委員、奥田委員、片岡委員、木上委員 岸本委員、佐野委員、中島委員	
欠席者	玉野委員	
案件名	【案件】 1. 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画に基づく令和6年度の施策の進捗状況について 2. 枚方市子ども・若者総合計画について 3. 枚方市児童相談所の設置について	
提出された資料等の名称	資料1 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画令和6年度進行管理報告書（案） 資料2-1 児童相談所の設置について 資料2-2 枚方市児童相談所設置基本計画（素案） 参考資料1 枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員名簿	
決定事項	1. 「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」における令和6年度事業の進捗状況について報告を受けた。今後は、委員からの意見を踏まえ、「枚方市子ども・若者総合計画」において、引き続き各施策の取り組みを進めることを確認した。 2. 「枚方市子ども・若者総合計画」について報告を受けた。 3. 枚方市児童相談所の設置について報告を受けた。	
会議の公開、非公開別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	3名	
所管部署 (事務局)	枚方市役所 子ども未来部 子ども青少年政策課	

審議内容	
大西会長	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまより「令和7年度第1回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」を開催いたします。</p> <p>はじめに事務局から本日の委員の出席状況について報告をお願いします。</p>
事務局	<p>子ども青少年政策課長の松本でございます。どうぞよろしくお願ひします。本日の委員の出席状況ですが、出席委員は10名で、定足数に達しております、本分科会が成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>なお、本日の傍聴者は3名でございます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
大西会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は今年度の第1回目の分科会ということで、後ほど、事務局から委員のご紹介をいただいた上で、審議へと入りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>令和7年3月に「枚方市子ども・若者総合計画」が策定されました。</p> <p>これは、母子及び父子並びに寡婦福祉法における自立促進計画としての「枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」、子ども・子育て支援法等に基づく「枚方市子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「枚方市子ども・若者育成計画」の3つの計画を一体のものとした計画ですが、本日は旧計画である「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」の最終年度の進捗管理と、枚方市子ども・若者総合計画について、枚方市児童相談所の設置についての3つの案件をご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、本日は、午後3時30分までには終了したいと考えておりますので、委員の皆様にはスムーズな進行にご協力を願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から本分科会の委員のご紹介、また、事務局の職員についても併せてご紹介をお願いいたします。</p>
事務局	それでは、子ども未来部部長の田中よりご挨拶を申し上げます。
田中子ども未来部長	(子ども未来部部長よりあいさつ)
事務局	<p>それでは、本日の分科会が、今年度初めての開催となっており、また、新たに就任された委員もいらっしゃいますので、改めて、会長も含めまして、順にご紹介させていただきます。</p> <p>(委員紹介)</p>
事務局	続きまして本日出席しております事務局職員を紹介させていただきます。

	(事務局紹介)
大西会長	<p>ありがとうございます。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、案件の審議に入っていきたいと思いますが、まず事務局から資料の確認をお願いします。</p>
事務局	(配付資料確認)
大西会長	<p>それでは、本日の議題へと入ってまいりたいと思います。</p> <p>まず、はじめに、案件1「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画に基づく令和6年度の施策の進捗状況について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(案件1 前半 説明)
大西会長	<p>ただいま、事務局から、案件1の途中まで、説明がありました。</p> <p>ここまで説明につきまして、ご意見などあればよろしくお願ひします。</p>
木上委員	資料1の3ページの表に総世帯数に占めるひとり親世帯数の割合が年々低下しているということが示されていますが、これは施策がいい方向に向かっていると考えてよいのでしょうか。
事務局	数字だけを見るとそのように捉えがちですが、全国的な傾向として、結婚件数そのものが減少していることや、それに伴い夫婦の総数も減少していることが、一つの要因として考えられます。別の視点から申し上げますと、全国的に少子化が進んでおり、枚方市も同様に児童のいる世帯全体の数が減少しています。そのため、ひとり親家庭の数もおのずと減少しているのではないかと考えています。しかし、数字が減少しているからといってすべてが改善されていると断定的な判断は難しいです。現在のひとり親家庭が抱える困難や課題を踏まえると一概に喜ばしい状況とは言えないと見受けられます。
大西会長	各事業の取り組みについて前半部分を説明いただきましたが、総合型放課後事業や三季休業期の昼食サービスが「充実強化」として今後の重点項目として挙げられています。一方で、その他の事業は「継続推進」となっておりますが、このまま現状維持なのかそれともさらなる推進や強化を図るのか、今後の取り組みの方向性がやや不明瞭かと思いますが、この点について事務局としての見解を伺いたいと思います。

事務局	今回「充実強化」として挙げている7件については、原則として人員や経費を次年度に向けて増加させ、事業を拡充しサービスの向上につなげるという意味合いで位置づけております。一方、「継続推進」は111件で全体の約92.5%を占めています。表面上は同じ事業を継続するように見えますが、市の事業担当課としては、今後もさまざまな課題を洗い出しながら、継続して推進していくとともに事業の拡充やサービス向上についても、引き続き事業ごとに検討していく考えです。
大西会長	「継続推進」ということは、「推進」の部分にはそれぞれの担当課においてプラスに進めていくという理解でいいわけですね。さきほどもお話があつたように、資料を見ると約90%が「継続推進」となっており、このまま継続していくだけでは、この事業の発展や利用者のニーズに応えることが難しくなり本末転倒になるのではないかと思います。単なる継続ではなく、より「充実強化」に近いような「継続推進」をお願いしたいと思います。 他にございませんでしょうか。
川北委員	資料1の14ページの取り組み名7「母子健康相談事業」について、取り組み実績の「電話・来所相談件数」とは、電話相談と直接来所された相談の件数を合わせたものですか。
事務局	電話による相談と、直接まるっとこどもセンターに来られての相談の両方が含まれております。
川北委員	その下にある「個別相談件数」とは何でしょうか。これは「乳幼児健康相談」とは異なるものでしょうか。
事務局	「個別相談」は別の事業であり、主にまるっとこどもセンターで実施しているものです。乳幼児健診の経過観察の一環として、臨床心理士などが子どもの発達を確認しながら、現在のお母さんの子育てに関する不安や困りごとについて助言を行う事業です。心理相談員が一対一でお母さんと子どもに対応するのが、この「個別相談」です。
川北委員	乳幼児健診の際の相談は「乳幼児健康相談件数」に含まれているですか。
事務局	はい。「乳幼児健康相談」はまるっとこどもセンター以外の市内各所でも実施しております。年間の予定を決めており、予約なしでお母さんが来られて、保健師や栄養士に今困っていることをご相談されたり、子どもの身体計測だけを受ける方もいらっしゃいます。これが「乳幼児健康相談」です。

川北委員	メールでの相談はできるのでしょうか。
事務局	まるっとこどもセンターにはメールで相談される方もいらっしゃいます。連絡先が記載されている場合はお電話することもありますし、連絡先がない場合はメールで返信することもございます。
川北委員	相談内容については、遠慮なく相談して良いのか迷う方も多いと思います。昔は近所の方や母親、おばあちゃんに気軽に相談していたケースもあったかもしれません、現在ではメールなど簡単に相談できる体制が整っていることが望ましいと思います。件数も多いようですので、今後ともよろしくお願いします。
大西会長	他にございませんでしょうか。
岡本委員	ある会員から質問がありました。児童扶養手当については年に1回の更新がありますが、その際の所得には養育費も加算されるのでしょうか。実際に養育費が加算されることで困っている方もいらっしゃいます。なお、2人目と3人目の児童扶養手当の加算額が同額になったことはありがたいと感じますが、以上の点について、確認させてください。
事務局	児童扶養手当の制度につきましては、国が全国一律で法律により定めているものでございます。さきほどご指摘があった養育費については、所得として加算されることが規定されており、市としてそれを変更することは難しい状況です。
岡本委員	養育費は個々で受け取っている金額が異なりますが、きちんと報告しなければならないということでおろしいでしょうか？
事務局	全員に「現況届」を提出していただいており、その中で養育費の報告も受けています。その報告内容を踏まえたうえで適切に認定を行っております。
大西会長	他にございませんでしょうか。
佐野委員	資料1の14ページの取り組み名10「教育相談事業」について、保護者や幼児、児童、生徒からの学校や教育に関する悩み相談を受けているとありますが、継続教育相談の件数が前年度の1,799件から大幅に減少しています。毎年の推移は把握していませんがこのような大幅な増減は通常あるものなのでしょうか。何か理由があるのではないかと感じてしまうのですが、いかがでしょうか。

事務局	令和5年度の1,799件から、令和6年度は1,689件と、約100件程度減少しております。具体的で明確な理由については、この場では私どもも把握しておりませんが、様々な要因が複雑に絡み合った結果ではないかと考えております。減少の原因については、審議会終了後に担当課に確認を行い、その内容を委員の皆様にご報告させていただきたいと思います。（担当課に確認したところ、令和5年度は1,631件であった。）
大西会長	他にございませんでしょうか。
枝村委員	資料1の17ページの取り組み名4「子育て短期支援事業」について、トワイライトステイが利用件数、延べ日数ともに0件となっています。これは利用しにくいということが影響しているのでしょうか。ショートステイは比較的利用されているようですが、トワイライトステイが0件であることについて、どのように考えればよいでしょうか。
事務局	トワイライトステイは夕方にご利用いただくサービスです。実感で申し訳ございませんが、夕方に子どもを預けてまた迎えに来られる方よりも、そのままショートステイを利用して翌日にお迎えに来られる方が多い印象です。したがって、使いにくいというよりは、ショートステイの利用者が圧倒的に多いと考えております。
大西会長	トワイライトステイは、名前のとおり夕方から深夜にかけてのサービスであり、深夜に子どもを迎えることは保護者の方にとっても難しい面があるかと思います。さきほど事務局からあったように、多くの場合は翌日のショートステイを利用し、翌朝にお迎えに来られる形が一般的ではないかと思います。ちなみに、トワイライトステイは児童養護施設などで長く実施されているサービスのひとつでもあります。 他にございませんでしょうか。 それでは、事務局より、続きの説明をお願いします。
事務局	(案件1 後半 説明)
大西会長	ただいま、事務局から、案件1の後半の説明がありました。 ここまで説明につきまして、ご意見などあればよろしくお願ひします。
枝村委員	資料1の32ページの取り組み名6「養育費支援事業」について、養育費の取り決め件数は増加しており充実していると思います。しかし、養育費を取り決めても、実際に支払われないケースが多いのが現状です。多くの場合、支払うべき父親が対象となります。そのため、母子家庭の方からのアクションを促進するための「養育費保証促進補助」は現在2件となっております

	が、いかに養育費を受け取れるようにするのかという点が最大の目標だと思います。いくら養育費の取り決めや支援を行っても、受け取れなければ母子家庭の生活は安定しません。専門の弁護士を増員するなどの対応は進められていますが、実際にアクションを起こす意欲や問題意識を喚起することも重要だと思います。この点について、どのようにお考えでしょうか。
事務局	委員ご指摘のとおり、養育費を求める自体を拒否し「顔も見たくない」という方も多くご相談にいらっしゃいます。しかし、そのような場合でも一歩踏みとどまっていたり、養育費は経済的支援であると同時に子どもにとって必要なものであることを、弁護士相談やまるっとこどもセンターにいる相談員を通じて丁寧に説明しております。まずは養育費確保のために、公正証書の作成を積極的にお勧めしております。公正役場のご協力を得て、市民の皆様に費用補助の周知を図るチラシも作成し配布しております。公正証書を作成しておけば、養育費を支払わない場合でも強制執行などの次の段階に進むことが可能となります。相談に来られた方には、このことを繰り返し丁寧に説明し、一度試してみようと考えを変えてくださる方もいます。また、年に2回の講演会を開催し、養育費確保の重要性を広く周知しております。今後も委員ご指摘のとおり、養育費が確実に確保されるよう、気持ちの変化を促せるよう努めてまいりたいと思います。
枝村委員	先日、国において法定養育費を月2万円と定める方針が決まり、取り決めがなくても法定養育費2万円を母子が請求できることとなり、来年度4月から施行される予定です。しかし、さきほど岡本委員からもありましたように、児童扶養手当の所得算定においては、養育費の80%を所得として換算し、これをもとに児童扶養手当が算定されることになります。この仕組みは、養育費を受け取る母子のモチベーションに影響を与える可能性があります。例えば、時間と労力をかけて弁護士に依頼し調停を起こしても、月1万円や2万円の養育費が得られるかもしれません、それが児童扶養手当の所得として加算されるため、結果として手元に残る金額が減る場合があります。このような状況では、養育費を請求する意欲が低下してしまうことも考えられます。その結果、「養育費を請求しても意味がない」と感じてしまう母子の心理や状況に適切に対応し、丁寧なアドバイスや支援を提供していくことが重要だと考えます。さらに、男性からすれば養育費は法定の2万円でいいんだとなってしまうこともあるかもしれないですし、多くの場合で養育費の支払い義務者である父親に対しても理解と協力を促す言葉掛けが重要なと思います。
岡本委員	養育費に関してですが、養育費と面会交流は同じように進んでいるわけですが、面会交流を拒否する母親も少なくありません。一方で、養育費は必要であるため、受け取りたいという方もいらっしゃいます。養育費は子どもの

	<p>人数も考慮されていますが、主に父親の収入を基に算定されていると伺っています。面会交流に伴うリスクを避けたいという意向がある一方で、子どもは父親に会いたいという気持ちを持っている場合もあります。このような相談は、弁護士の先生方にも寄せられていると思います。一方で、養育費については、80%の所得換算の問題もありますが、預貯金などの資産を持つ方もいます。国の制度上、預貯金は加算されない一方で、養育費は所得に加算されるという点に矛盾を感じる部分もあります。これは国の取り決めによるため対応が難しい面もございますが、今後、この点の見直しや検討をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>弁護士相談の中では、養育費だけでなく面会交流についてもお話を伺っています。お一人お一人のご事情や子どもの意思・意見も異なりますので、一概に母親だけの意見で解決できるわけではありません。そのため、丁寧に話し合いながら最適な方法を検討し決定しているのが現状です。また、父親に対しても養育費の支払いについて理解を促す必要があるとのご意見をいただきました。現状ではご相談に来られるのは圧倒的に母親の方が多く、相手方である父親と直接話す機会はありません。しかし、市の市民向け周知の一環として研修会や講習会を開催しており、その中で父親向けのメッセージを発信することができるか、今後検討してまいります。</p>
大西会長	<p>今後、共同親権に関する民法改正が予定されています。一般的には親権は親の権利と理解されていますが、先日参加した研修会で印象に残ったことのひとつに、親権とは子どもの養育義務を負うことであるという視点がありました。養育費についても養育義務として支払う必要があるという理解が重要であると感じました。共同親権が導入されれば、養育義務に関して男女ともにより一層の責任が求められるようになると思われます。現在は母親からの相談が圧倒的に多い状況ですが、共同親権の下では父親に対する相談支援も含めた、より充実した相談体制が必要です。また、枝村委員からも指摘があったとおり、養育費の支払い支援なども今後考えていかないといけないと思います。国もこうした方向で制度を進めていくと考えられるため、先取りしてこれらの課題に対応可能な体制づくりを検討しておくことが望ましいと思います。</p> <p>他にございませんでしょうか。</p> <p>本案件につきましてはこれまでにさせていただきます。 委員の皆様から、さまざまな貴重なご意見をいただきました。 事務局においては、本日挙げられました委員のご意見を踏まえ、現在、進めていただいている「枚方市子ども・若者総合計画」の効果的・効率的な取り組みにつなげていただきたいと思います。</p>

	<p>それでは、続きまして案件2「枚方市子ども・若者総合計画について」、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	(案件2 説明)
大西会長	<p>ただいま、事務局から、案件2について、説明がありました。ご質問などあればよろしくお願いします。</p> <p>いくつかの子どもに関わる施策を一本化し、「子ども・若者総合計画」として取りまとめられております。内容はこれまでの計画をほぼ踏襲していますが、見え方が大きく異なるため、ひとり親家庭に関する情報がやや見えづらくなっている印象があります。この計画の内容については、児童福祉専門分科会で審議し、進捗管理を行うこととなっています。また、計画自体の審議は「子ども・子育て専門分科会」で行われます。私自身、昨年度、青少年問題協議会の会長とともに臨時委員の立場で子ども・子育て専門分科会に参加しましたが、会議のメンバーの多くは18歳までの子どもに特化した議論をしており、ひとり親家庭に関する意見が反映しにくい場面もあったと感じています。今後は、同数の委員が参加できる体制の整備やひとり親家庭に特化した委員会を開催するといった工夫が必要ではないかという印象を持ちました。児童福祉専門分科会で十分に検討やサービスの在り方の議論を行い、それを子ども・子育て専門分科会と効果的に連携させる方法について検討していただきたいと思います。私自身、会議の場で率直に発言しておりますが、子どもの問題に関心を持つ委員が多い反面、ひとり親家庭に関する意見が反映されにくいといった印象を持っておりますので、その点の改善をお願いしたいと思います。</p>
	<p>それでは、続きまして案件3「枚方市児童相談所の設置について」、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	(案件3 説明)
大西会長	<p>ただいま、事務局から、案件3について、説明がありました。ご意見などあればよろしくお願いします。</p> <p>資料2－2の25ページの組織図についてですが、職員数がおよそ78人程度と記載されています。そのうち専任職員と嘱託職員の割合はどのようにになっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>児童相談所および一時保護施設に関して共通の状況ですが、どの職が正職員でどの職が非常勤職員かという割合については、今後精査していく考えです。現時点では総数としてご認識いただければと思います。</p>
川北委員	資料2－2の18ページの「市民の利便性の向上」という点で、児童相談所

	<p>が設置されることにより、相談しやすい環境が整い、利用者の選択肢が広がり、必要な支援にアクセスしやすくなるとされています。確かにそのとおりですが、多くの一般市民は児童相談所が虐待に特化した機関という印象を持っており、普通の相談にはハードルが高いと感じているのではないかでしょうか。もちろん相談ルートの整備は重要ですが、現状のままでは市民の方が選択肢が拡がると実感することは難しく、理解しづらい面があると考えます。したがって、児童相談所とまるっとこどもセンターの対応内容について、市民に分かりやすく伝える広報の方法を検討していただきたいと思います。また、「こちらに行ってください」「あちらに行ってください」とたらい回しになるような対応は避けいただきたいと思います。</p>
事務局	<p>委員ご指摘のとおり、たらい回しのような対応はあってはならないと考えております。今後、児童相談所やまるっとこどもセンターの具体的な役割を検討する中で、効果的な市民周知の方法についても検討してまいりたいと思います。</p>
大西会長	<p>この点について付け加えたいのですが、市民の立場から見ると、児童相談所とまるっとこどもセンターのどちらを選べばよいか、自分の抱えている問題がどちらに該当するのか非常に分かりにくいと思います。資料2－2 計画素案の22ページに「担う領域」の図がありますが、例えば、相談窓口を明確に一本化し、電話も一本化、場所も一本化するなど、利用者が最初に相談しやすい体制を整えることが必要ではないかと思います。利用者いわゆる市民の側にそれを求めるのではなく、誤った案内やミスリードが起こらないよう、適切に繋げられるシステムづくりを進めるべきだと思います。例えば、市役所の総合案内のように、一つの窓口で案内が完結するシステムがあれば、市民も安心して相談できるのではないでしょうか。</p> <p>また、さきほど川北委員も指摘されたように、基本理念や基本方針にはマイナス要因ではなくプラス要因やメリットが書かれていると思います。こうした基本方針を掲げるならば、いわゆる児童問題の解決に特化した組織ではなくて、枚方市の子どもや若者が素晴らしい生活を送るための支援ができる児童相談所になるべきだと考えます。ウェルビーイングを掲げながらも実態がウェルフェアにとどまっている。つまり、問題の解決だけを目的とする組織になってしまふのではなく、ウェルビーイングの視点から市民のよりよい生活の実現を支援する相談窓口や相談機能を担っていただければ、それが素晴らしいまちづくりにつながると考えます。一度にすべてを変えるのは難しいと思いますが、一歩一歩着実に進めていただければと願っております。</p> <p>他にございませんでしょうか。</p>
木上委員	<p>施設の建設に関しては、最近も競争入札の不正に関する事件がニュースなどで報じられておりますので、職員に対して適切な教育や研修を徹底していた</p>

	だきたいと思います。
事務局	<p>職員としてコンプライアンス遵守は最低限守らなければならないと考えております。工事に携わる者はそういった意識を持って取り組んでまいりたいと思います。</p>
大西会長	<p>案件3につきましては、この程度とさせていただきたいと思います。</p> <p>本日は、委員の皆様から、さまざまな貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>今後、事務局においては、委員のご意見を十分に踏まえながら、新しい計画においても、ひとり親家庭等の自立を支援する施策を総合的かつ計画的に展開していく環境づくりを進めていただくということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、このほかに、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>当分科会に置いている「母子・父子福祉審査部会」につきまして、法に定められた11種類の資金のうち、住宅資金など一部の資金に関して、各委員の専門的見地から貸付の可否等に係るご意見をいただいており、審査対象に該当する資金の貸付申請があった場合に開催することとしております。しかしながら、昨年度から現時点まで対象となる貸付申請がありませんので、開催されておらず、今年度も開催の予定はありませんことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の資料等について、ご不明な点などがございましたら、恐れ入りますが、12月10日（水曜日）までに、メールや電話などにより、事務局（子ども青少年政策課）までご連絡いただきますようお願いいたします。また、本日の会議録につきましては、事務局で案を作成したのち、皆様にメールまたは郵送でお送りさせていただきます。皆様にご確認いただいた後、その結果を会長と調整し、決定したものをホームページで公表していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>最後に、また、本分科会委員の任期は令和8年3月末日までとなっており、現在、個人あるいは団体様宛てに推薦書等の依頼をさせていただいているところです。</p> <p>任期満了に伴い、今年度をもってご退任される方が多数おられます。ご退任される皆さま方におかれましては、これまで市政全般に、格別のご支援、ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。</p> <p>長年のご貢献に深く感謝申し上げますとともに、皆さまのご健勝とご発展を心よりお祈りいたします。</p> <p>事務局からは、以上でございます。</p>
大西会長	<p>それでは、令和7年度 第1回児童福祉専門分科会を終了いたします。</p> <p>皆様、どうも本日はありがとうございました。</p>